

つくばみらい市規則第21号

つくばみらい市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月30日

つくばみらい市長

いづみ

つくばみらい市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市市民センター条例施行規則（令和3年つくばみらい市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。